

「交通事故と医療保険」



1. 交通事故にあったら必ず届出を！

交通事故など第三者行為によって受けたケガや病気の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。

医療保険で治療を受ける場合、負担した費用は後から加害者に請求しますので、必ず窓口へ届出てください！

交通事故などでケガをした場合でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの医療保険を使って治療を受けることができます！

医療保険係 ☎32-2214

2. 交通事故にあったら！（医療保険を使う場合）

- ①まずは落ち着きましょう！
ショックのあまり冷静な判断を失ってはいけません。
- ②相手を確認しましょう！
車のナンバー及び運転免許証を確認しましょう。
- ③必ず警察へ連絡しましょう！
同時に市の窓口にも届出をしましょう。
- ④示談の前に必ず市の窓口へ連絡しましょう。

特定健診に関するアンケートを実施します！

今年度の特定健診対象者(40歳以上の方)のうち、8月末日現在で特定健診を受診されていない方を対象に受診勧奨とあわせて、今後の赤平市の特定健診の受診環境の整備に向けたアンケートのはがきを送付させていただきます。このはがきが届いた方はお手数ですが、特定健診の主旨と必要性をご理解いただき、受診及びアンケートへのご協力をお願いいたします。

なお、アンケート未返送の方には、後ほど委託会社より電話によるアンケート内容の聞き取りを行う予定となっておりますので、ご了承願います。

3. 示談をしてしまうと…

加害者から治療費を受け取った場合、保険診療を受けられない場合がありますので、必ず示談をする前に市の窓口へご相談ください。

国民年金制度のお知らせ

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

- なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。
1. 年金額を増やしたい方は65歳までの間
 2. 支給資格期間を満たしていない方は70歳までの間
 3. 外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人
- (3を除き保険料の納付方法は、原則口座振替となります。)

追納制度をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めることができます(追納制度)。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納のお申込みはお近くの年金事務所で行っていただき、お渡しする納付書でお支払いしていただきます。(口座振替ならびにクレジット納付はできません。)

国民年金保険料

「10年の後納制度」が終了します

過去10年間の国民年金保険料の未納期間等を納めることができる後納制度(10年の後納制度)が今年の9月30日で終了し、新たに過去5年間に未納等となっている期間を納めることができる制度が10月1日から3年間に限り始まります。(5年の後納制度)

◇国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-011-050

◇砂川年金事務所

☎0125-52-2144

●市立病院外来診療日程●

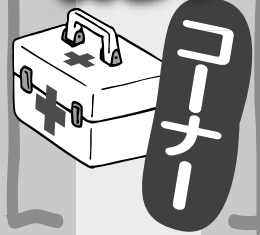
○…午前・午後とも診療 △…午前のみ診療 ×…休診
□…午後のみ診療

内科	整形外科	外科	産婦人科	皮膚科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	小児科	眼科	月
○	×	△	休診	×	△	×	○	○	火
○	□	△		△	×	△	○	×	水
○	△ 第2週	○		×	□	×	△	×	木
○	○	△		×	△	×	○	×	金
○	○ 第1週	△		×	×	△	○	○	



市立病院の診療日程

医療



市立病院スタッフ募集のお知らせ

□募集職種及び人員

▶看護師(正職員…1名)

- ・願書締切日…10月30日(金)必着
- ・試験日・内容…11月18日(水)小論文・面接
- ・合格発表…11月25日(水)
- ・採用…平成27年12月1日以降
- ※詳細につきましては、ホームページまたは下記まで問合せください。

▶病棟看護助手(臨時・パート)

- ・介護福祉士の資格を有する方 988円(時給)
- ・資格をお持ちでない方 968円(時給)

▶救急外来専従者(臨時職員/看護師・准看護師)

- ・夜間当直 1,600円(時給)
(1回の夜間当直につき23,200円)
- ・日直(土日/祝日) 1,600円(時給)
(1回の日直につき12,000円)

▶看護師・准看護師(嘱託・臨時・パート) …若干名

▶薬剤師(嘱託職員) …1名

その他、各職種の登録も随時受付しています。



問合せ
あかびら市立病院管理課 ☎32-3211(内線406)

面会に来られる方へのお願い

4月より、新病棟をご利用いただき、半年が経過いたしました。改めて、面会する際のご注意とお知らせをさせていただきます。

■面会時間は、診療・治療行為などの都合により【11時～20時】とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、患者さんの容体などにより、特別に許可することや制限をさせていただくこともありますので、ご了承ください。

■また、安全管理上、正面玄関【一般外来用】については平日17時になりましたら施錠となります(土日・祝日は終日、施錠されています)のでその時間をまたぎましてのお見舞いなどは、夜間・救急玄関をご利用いただくなど、特にご注意ください。

歯科

25日(日)	18日(日)	12日(祝)	11日(日)	4日(日)	10月
扇町歯科医院(滝川市)	しらかば歯科(新十津川町)	長谷川歯科医院(赤平市)	ひらやま歯科(新十津川町)	杉村歯科医院(滝川市)	病・医院名
☎24-3300	☎76-4181	☎32-3043	☎72-2323	☎24-1354	

歯科診療時間 午前9時から正午まで

